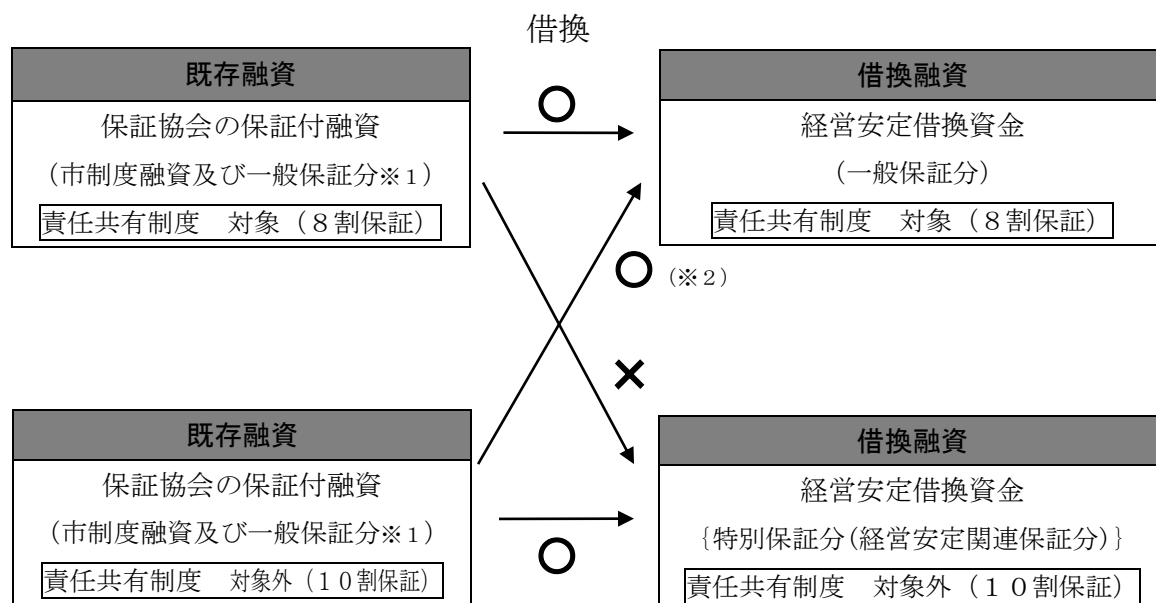


経営安定借換資金 （令和 7 年 4 月 1 日現在）	
1. 目 的	資金繰りの改善を図るための借換資金の融資を行うことにより、中小企業者の長期的な経営の安定と経営改善の推進に寄与することを目的とする。
2. 融資対象者 （右のすべての条件を満たす必要があります。）	(1) 中小企業者の方 (2) 市内に 1 年以上住所及び事業所のある個人の方、又は市内に 1 年以上事業所がある法人の方 (3) 明確な経営改善計画書を有する方 (4) 借換えを行うことにより、月返済額が減少する方 (5) 次の①、②のいずれかに該当する方 ① 最近 3 か月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較し、3 %以上減少していること。 ② 最近 3 か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較し、減少率が 3 %以上であること。 (6)p. 13「1. 融資対象者要件（共通）」をすべて満たす方
3. 金 利 及 び 融 資 限 度 額	責任共有制度対象 7 年以内：2. 1 0 %以下 1 0 年以内：2. 6 0 %以下 責任共有制度対象外 7 年以内：1. 8 0 %以下 1 0 年以内：2. 3 0 %以下 4, 0 0 0 万円以内
4. 使 途 及 び 融 資 期 間	借換資金 1 0 年以内（据置 1 年以内を含む。） ① 保証協会の保証付借入金 ・市制度融資（他行分も可） ・一般保証分（自行分に限る。他行分は不可） ② ①の借換えに伴い必要となる新たな事業資金 ※①②の合計額が融資限度額（4, 0 0 0 万円）の範囲内であること。
5. 信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付する。 保証制度名：福井市経営安定借換資金保証制度 【一般保証枠】・【経営安定関連保証枠】
6. 補 助 制 度	保証料補給 1 / 4
7. 経営アドバイス	必須（融資実行約 3 ヶ月後、2 回目以降は状況に応じて実施）

8. 必要書類	(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)【原本2部 写し1部】 (2) 直近の市税納税証明書(全税目)【原本1部、写し2部】 (3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本 【原本1部 写し2部】 (4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合のみ)【2部】 (5) 前2期分の決算書の写し 【2部】 (決算時から半年以上経過している場合は、直近の試算表を添付) (6) 経営改善計画書(様式第2号)【原本2部】 (7) 借入金内訳表(様式第2号の2) 【原本2部】 (8) 2. 融資対象者(5)の要件に該当することを証する書類 【原本各2部】 ①の場合：売上高の比較表(様式第2号の3) 上記比較表の月別の売上高がわかる書類 ②の場合：利益率比較表(様式第2号の4) 上記比較表の月別の利益率がわかる書類 (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の(イ)に該当する中小企業者として認定を受けた場合は、当該認定書を上記の必要書類に置き換えることができます。) (9) 経営アドバイス申込書(様式第14号)【原本2部】 ※事業所の所在地がわかる地図を添付すること。 (10) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本1部】 (11) その他、市が必要と認めるもの 《注意事項》 ・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)また、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。 ・決算書は直近の2期分の決算書を提出してください。また、決算時から融資の申請が半年以上経過している場合は、直近の試算表を添付してください。
9. 取扱注意事項	(1) 借換えについて、融資申請の前に保証協会と十分協議をしてください。 (2) 申請者が中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出してください。ただし、申請者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき、または平成30年4月1日以降に保証申込受付をしたとき、はこの限りではありません。 なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出してください。

図 1 経営安定借換資金の対象となるパターン



※1 市制度融資は自行分、他行分ともに借換できます。

保証協会の保証付借入金（一般保証分）は自行分に限り借換できます。（他行分は不可）

※2 責任共有制度対象外の保証付融資（10割保証）を責任共有制度対象の保証付融資（8割保証）で借換える場合は、保証協会の審査により、保証対象とならない場合があります。同協会に事前にご相談ください。

■経営安定借換資金 Q & A

Q：借換えの対象となる旧債務は、市制度融資に限られるのか。

A：自行分の保証協会の保証付借入金（一般保証分）であれば、市の制度融資に限らず、県制度融資や制度融資以外の保証付融資も対象になります。

ただし、特別保証の付いた借入金や他行分の借入金については市制度融資に限ります。